



3月1日~7日は 春の全国火災予防運動です

令和7年、都城市消防局管内では79件の火災が発生し、1人の死者と8人の負傷者が出ました。空気が乾燥し、火災が起きやすい時期です。火の元には十分気を付けましょう。

- ◎火災の問い合わせ(自動音声) ☎22-8500
- ◎問い合わせ 消防局総務課 ☎22-8882

「たき火」に注意!
 都城市消防局管内で7年連続火災原因の第1位となっているのが「たき火」です。令和7年は、たき火による火災が16件発生しました。

林野火災警報などを運用開始

市では、昨年2月に岩手県大船渡市で発生した林野火災を受けて、市火災予防条例を改正。1月1日から林野火災注意報・林野火災警報の運用を開始しました。
 乾燥や少雨により林野火災が発生しやすくなると林野火災注意報が、さらに強風が重なるると林野火災警報が発令されます。

注意報発令中は、屋外での火の使用を控えましょう。また、警報発令中は屋外での火の使用は禁止です。

- 発令対象期間** 1月~5月
- 対象地域** 森林と森林の周囲1キロメートル以内
- 発令基準**
 - 【林野火災注意報】
 - ①前3日間の合計降水量が1ミリの以下かつ前30日間の合計降水量が30ミリ以下の場合
 - ②前3日間の合計降水量が1ミリ以下かつ乾燥注意報が発表された場合

【**林野火災警報**】
 林野火災注意報の発令指標に加え、強風注意報が発令された場合

林野火災警報などの確認方法

警報などの発令状況は、市消防局ホームページや県防災・防犯情報メールサービスで確認できます。



火入れなどの届出

火災と間違えるような煙や火が出る行為は、3日前までに管轄消防署に届出が必要です。森林と森林の周囲1キロメートルの範囲で火入れをする場合は、10日前までに森林保全課(☎23-12152)に申請が必要です。

地震による火災に備えましょう

地震発生時には、発生直後や停電復旧時の電気機器からの出火による火災が発生しています。

地震による電気火災には、感震ブレーカーが効果的です。感震ブレーカーは、地震を感知すると自動的にブレーカーを落として電気を止める機器です。感震ブレーカーを設置して「家」と「地域」を守りましょう。

幼年消防クラブパレード

火災予防運動期間中、幼年消防クラブに所属している保育園児が、火災予防啓発のパレードを実施します。

命を守る10のポイント

- 4つの習慣
 - ☑寝たばこは絶対にしない、させない
 - ☑ストーブの周りに燃えやすいものを置かない
 - ☑こんろを使うときは、火のそばを離れない
 - ☑コンセントは周辺のほこりを清掃し、不要なプラグは抜く
- 6つの対策
 - ☑火災発生を防ぐため、ストーブやこんろなどは安全装置の付いた機器を使用する
 - ☑火災の早期発見のため、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する
 - ☑火災の拡大を防ぐため、部屋は整理整頓し、寝具や衣類、カーテンは防災品を使用する
 - ☑火災が小さいうちに消火するため、消火器などを設置し、使い方を確認しておく
 - ☑高齢者や身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく
 - ☑防火防災訓練への参加などにより、地域ぐるみの防火対策を行う

大切な愛犬を守るために 犬の登録と狂犬病予防注射



市や都域保健所では、4月10日(金)から6月7日(日)まで、市内各所で令和8年度の犬の登録と狂犬病予防注射を実施します。

対象者には、日程表などを同封した受付票を送付します。詳しくは、市ホームページを確認ください。なお、狂犬病予防注射は、最寄りの動物病院でも接種できます。

◎問い合わせ
 環境政策課 ☎23-2130



狂犬病予防注射は法律で義務付けられています

「狂犬病」は、人に感染すると死に至る恐ろしい病気です。このため、犬を飼う場合は、年に1回の予防注射の接種が義務付けられています。また、犬1頭ごとに、生涯1回の登録も義務付けられています。

飼い主の皆さんへ 来場前に確認ください

- ・3月下旬に送付する受付票を、必ず会場に持参ください
- ・未登録犬は、注射と同時に登録ください。会場でも受け付けます
- ・会場では首輪をしっかり締め、犬が暴れないように管理ください
- ・妊娠中や体調の悪い犬、1カ月以内に他の予防注射をした犬は、獣医師や動物病院に相談ください
- ・飼い犬が死亡、または飼い主の氏名や住所などが変わった場合は、届け出が必要ですよ



4月1日(水)~30日(木)は 令和8年度固定資産課税台帳の 閲覧・縦覧が無料です

期間外の閲覧には手数料がかかります。縦覧は期間内のみ可能です。

◎問い合わせ 資産税課 ☎23-2124

ご存知ですか閲覧・縦覧制度

【**閲覧**】固定資産課税台帳の内容を確認できる制度。固定資産税の納税義務者(死亡の場合はその相続人)は、令和8年度固定資産課税台帳に登録された自身の資産の所在地や評価額、税額などを閲覧できます。

【**縦覧**】納税義務者が所有する土地・家屋の評価額を他の土地・家屋の評価額と比較して、自己の所有する物件の評価額が適正か確認できる制度。市内に土地・家屋を所有する納税義務者は、令和8年度の縦覧帳簿を確認できます。

- 期間** 4月1日(水)~30日(木) 8時45分~16時30分
- ※月~金曜日の12時~13時および土・日曜日、祝日を除く
- 場所** 資産税課、※各地区市民センター
- ※は閲覧のみ可能

- 持参物**
 - ・本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)
 - ・代理人申請の場合、委任状(法人は法人印、個人は委任者の自筆)
 - ・納税義務者が死亡している場合、相続人であることを証明する書類
- 対象・縦覧できる内容**
 - 土地価格等縦覧帳簿**
 市内に土地を所有している納税義務者 所在、地番、地目、地積、評価額
 - 家屋価格等縦覧帳簿**
 市内に家屋を所有している納税義務者 所在、家屋番号、用途、構造、床面積、評価額

※納税義務者の住所、氏名、課税標準額、税額は縦覧できません。詳しくは、市ホームページを確認ください

